

避難指示区域内 の活動

避難指示区域の見直し前後の変化（1/2）

		見直し前	見直し後			区域見直し 前後の変化
			帰還困難区域	居住制限区域	避難指示 解除準備区域	
区域の運用	区域への立入り	△ ※計画的避難区域 では立入り可	△ (注1)	○	○	→ 自宅等への立入りが可能に
	自宅等での宿泊	×	×	×	×	→ —
	特例宿泊	×	×	○	○	→ 一定の時期・期間、 自宅への宿泊が可能に(注2)
	「ふるさとへの帰還に 向けた準備のための 宿泊」	×	×	△ (注3)	○	→ 一定の要件を 満たせば、長期間 の宿泊が可能に
	新たな企業・事業活 動の開始 (企業誘致等)	×	△ (注4)	△ (注5)	○ (注6)	→ 新たな企業の 誘致が可能に
	既存企業・事業者 の再開	△ ※計画的避難区域 で一部事業継続有	△ (注4)	△ (注5)	○ (注6)	→ 既存事業の再開 が可能に
	営農・営林	×	×	△ (注5)(注7)	○ (注7)	→ 避難指示区域 の一部では 再開可能に

注釈は次頁

内閣府「避難指示区域の見直しについて」及び内閣府「避難指示区域内における活動について」(平成27年6月19日改訂版)より作成